『梵網経略抄』における懺悔について

晴山俊英

一

論題は筆者が以前より気になっていたテーマではあるが、今回漸くその入口に足を踏み入れることが出来たというのが正直なところで、当面は謎を山積するに留まるであろうことを預めお断りしておきたい。

さて、気が付くと『梵網経略抄』（以下『略抄』）の研究には随分と時間をかけているのであるが、今一度、この書の研究意義を整理しておきたい。当初の目的は、道元禅師における戒律観を探る上で、その資料の少なさを多少なりとも補なうことが出来るのではなかろうか、というものであった。

道元禅師の戒律関係文献となると、『正法眼蔵』「受戒」、『仏祖正伝菩薩戒作法』、『出家略作法』、『教授戒文』といったものが挙げられるが、実際、道元禅師の思想的な色彩の濃い文献となると『教授戒文』しかなく、しかもこの書は頗る難解であると言わざるを得ない。他の文献は儀軌の説明といった様相が強く、……勿論、儀軌に思想の反映を探ることも重要なことではあるが……道元禅師の戒律観を汲み取る資料としては、その思想的要素の少なさを否定できない。

そういう意味では、十重禁戒の個々に対して必ず『教授戒文』を引き合いに出して、その真意を解説しようとする『略抄』の研究は、筆者に大いに有益な情報を提供してくれている。かつて述べたように[1]『略抄』の著者が経豪（生没年不詳）であるとすれば、道元禅師に直接に接していた人物であるし、仮に経豪ではないとしても、少なくとも道元禅師を「先師」と呼ぶほどに身近な人物の記述、しかも道元禅師の見解を祖述する講義録的な記載からして、比較的、『略抄』著者自身の見解を強くは反映していないだろ[2]

うと想像される。

しかし『略抄』自身の難解な部分については如何ともし難いし、道元禅師の講義ということで『正法眼蔵』や『永平広録』などを参照して補ったとしても、『略抄』の著者と道元禅師が別人である以上、自ずとそこには限界がある。

ところが研究を進めて行くうちに、教家との宗意の違いを強調しようとする意図や、在家の葬儀や追善供養を肯定しようとする意図等を感ずるようになった。こういった部分は当然ながら、果たして道元禅師の考え方と一致するのか、道元禅師の意図をねじ曲げているのではないか、と問題にされるところであろう。しかしながら、実は曹洞宗の歴史的実際という側面からみれば、こういった部分こそが、宗門の思想的源流として非常に大きな位置を占めるべきものなのではないかと思われる。すなわち、現在の宗門の大枠は江戸期に固まるとしても、日本仏教全体の同時代的要請も含め、今に至る曹洞宗教団の在り方の思想的根拠が散りばめられているように思われて仕方がないのである。だとすれば、『略抄』の研究は、道元禅師が直接語られていない曹洞宗教団の宗旨を考究する上でも大きな意義を有していると思われる。

前置きが長くなったが、今回扱おうとする懺悔という問題も、大袈裟に言えば、現在の曹洞宗の在り方に至る思想的・理論的根拠の一翼を担うものではないかと考えている。果たして予想通りになるか、結論は早急には出し得ないこと百も承知であるが、そういうことを意識しつつ、先ずは地道に解読するところから始めたい。

二

さて、『略抄』は懺悔について、特に「懺悔事」という標題の章を立てており、そこには副題として「懺悔ハ直指ナリ」（『蒐書大成』一四、五九八頁）とある。言ってしまえば、懺悔は仏法そのものであるという意味であるが、この副題だけを見ても、懺悔に対して、いわゆる宗意を発揚しようという意図を汲み取ることが出来るであろう。

通常、懺悔というと「我昔所造諸悪業」云々の懺悔文が想起されるが、『略抄』は冒頭から唐突に『普賢観経』を提示する。

> 普賢経云、一切業障海、皆従妄相生。　若欲懺悔者、端坐思実相。衆罪如霜露、慧日能消除。是故応至心、懺悔六情根。
>
> （『蒐書大成』一四、五九八頁）

その『普賢観経』には、全く同一の文を見ることが出来る。[3]

懺悔に関する事柄を『普賢観経』に求めることは、例えば智顗（五三八～五九七）の説とされる『法華三昧懺儀』（『法華懺法』と略称）に「下所説懺悔章句。多用普賢観経意」（大正蔵四六・九五二中）とあるように、古くからその傾向が認められるが、中国の禅関係の文献では、直接的に『普賢観経』を用いて懺悔を語るものはないようで、『禅苑清規』巻第九でもやはり懺悔には「我昔所造諸悪業」[4]云々の文言が用いられている。そこで、筆者があれこれと渉猟してみたところ、恐らくはその影響力から推して道宣『四分律行事鈔』巻中四（六三〇成立、以下『行事鈔』）が源流なのではないかと察せられる。

言理懺者。既在智人。則多方便。随所施為。恒観無性。以無性故。妄我無託。

……（中略）……

故華厳云。一切業障海。皆従妄想生。若欲懺悔者。当求真実相。如此大懺。衆罪雲消。（大正蔵四〇・九六中）

傍線部を見れば『略抄』及び『普賢観経』では「端坐思実相」とあるところが、『行事鈔』では「当求真実相」となっているが、それ以外は同じ文言である。禅宗中心で考えるならば、「端坐」の方が都合が良いとは言えるが、実相を想起することでは一致している。

ところで、この『行事鈔』では、『普賢観経』とほぼ同じ文言であるにも拘わらず出典を『華厳経』としている。しかし『華厳経』にこの文言は見えない。そこで「普賢」という言葉に焦点を当ててみれば、四十巻『華厳経』巻第四十「入不思議解脱境界普賢行願品」に、お馴染みの、

我昔所造諸悪業　皆由無始貪恚癡
従身語意之所生　一切我今皆懺悔　（大正蔵一〇・八四七上）

という文言が見える。では懺悔に『華厳経』のこの文言を採用したのは誰か、ということが気になるが、見たところ一一〇三年成立の『禅苑清規』が早そうである。ただ、では長蘆宗賾（生没年不詳）その人の発案かといえば、既に実行されていた儀礼の成文化という清規の性格上、その可能性は低いと言わざるを得ないし、従って禅宗で成立した形式とも言い切れないであろう。やや遅れて一二〇〇年に成立する『楽邦文類』巻第二所載の遵式（九六四～一〇三二）「念仏懺悔発願」にも、

我昔所造諸悪業　皆由無始貪瞋癡
従身口意之所生　一切我今皆懺悔　（大正蔵四七・一七八下）

とあるから、当時既にこの形式が中国仏教全般に定着していた可能性が高いであろう。してみると、普賢菩薩を介して先ずは『普賢観経』の「一切業障海」云々の句、次いで『華厳経』の「我昔所造諸悪業」云々の句が注目されるようになり、そこから懺悔の形式が整っていったと思われる。

次に、道元禅師ないし『略抄』から少しだけ時代は下るが、虎関師錬（一二七八～一三四六）の『禅門授菩薩戒規』には、

懺悔有二。理懺事懺也。理懺者、普賢観云。一切業障海。皆従妄想生。若欲懺悔者。端坐念実相。衆罪如霜露。慧日能消除。事懺有三。上品挙身投地。如大山崩。毛孔流血。中品自露所犯悲泣流涙。下品遍陳過咎。随師口言。

……（中略）……

令弟子等。罪障消滅。更有普賢菩薩行願品之偈。先徳皆以此偈懺悔。汝等当随我唱。三唱二和三礼

我昔所造諸悪業。皆由無始貪瞋癡。従身口意之所生。一切我今皆懺悔。

（『禅学大系』戒法部、六～七頁）

とあり、懺悔の中に『普賢観経』と『華厳経』双方の文言が取り込まれている。この取り込み方で気が付くのは、懺悔を理懺と事懺とに分け、理懺に『普賢観経』を、事懺に『華厳経』を配している点である。理懺・事懺という概念について、実は『略抄』でも「事理ノ懺悔ト談スル時ハ、思実相ノ詞ハ、理ノ懺悔ニトル」（『蒐書大成』一四、六〇〇頁）と言い、これに符合している。もっとも、「事理ノ懺悔ト談スル時ハ」という限定があるため、必ずしも懺悔を理懺・事懺に分けて解さなければならないというわけでもないようで、

今ノ懺悔ヲハ直指道場ノ懺悔トモ云、大円鏡ノ懺悔トモ云、不染汚ノ懺悔トモ云、実相ノ懺悔トモ云、大乗ノ懺悔トモ云也。世間ニ所云、理事ノ懺悔ニハ透脱スヘシ。

（『蒐書大成』一四、五九九）

と、世間で言われている理懺とか事懺とかといった分け方を超越した、仏行としての懺悔が強調される。そのためか宗門内では今もあまりこのことは取り沙汰されないが、『諸回向清規』「戒法」に、

又長跪合掌。本師或戒師授云。欲求帰戒。先当懺悔。雖有二儀両懺。先仏有所成就懺悔文。罪障尽消滅。随我語可誦。六ママ我昔所造諸悪業。皆由無始貪嗔癡。従身口意之所生。一切我

今皆懺悔。已浄除身口意三業。得大清浄。

（大正蔵八一・六七七下）

とあるように、理懺・事懺の分け方は「二儀両懺」という言葉で禅宗に定着していき、懺悔に因んだ法話等で説明に用いられることもあろう。

さて、懺悔を理と事に分けることについては、古く『行事鈔』に見ることができる。

今懺悔之法。大略有二。初則理懺。二則事懺。

……（中略）……

若拠通懺。理事二別。

理拠智利。観彼罪性。由妄覆心。便結妄業。還須識妄。本性無生。念念分心。業随迷遣。

若論事懺。属彼愚鈍。由未見理。我倒常行。妄業翳心。随境纏附。動必起行。

（大正蔵四〇・九六中）

これによれば、理懺は智慧の勝れた者が行ずべき懺悔で、罪はすべてが妄念の産物であり、妄念の本性も無生であることを知って、罪業を駆逐していくというものである。これに対して事懺は理を見ることのできない愚鈍な者が行ずる懺悔で、やること為すことが妄業になってしまうから、恐らくはその都度に具体的に懺悔せよ、ということになる。

そして同じく『行事鈔』の先程の引用を再び見れば、波線部より、理懺として「一切業障海」云々の句が提示されていることが窺える。事懺に関して具体的な懺悔文は提示されないが、「自心若楽罪時。須修事懺。若楽福時。須修理観」（大正蔵四〇・九六中）とも説明されから、何らかの具体的な罪がある場合には事懺、福徳を願う場合には理懺を用いるということであろう。この辺に懺悔と祈祷的要素が結び付いていく素地を看取できるのかも知れない。

三

既に見たように『略抄』は二儀両懺をあまり問題にしていないが、『普賢観経』と『華厳経』の絡みからも、また多少なりとも『略抄』が触れている点からも、一応の整理を試みた。では次に『略抄』の主張する懺悔とは如何なるものであろうか。

懺悔ノ法ヲ心得ルトキ、仏種従縁起ヲ縁従仏種起ト心得ルカ実相ノ懺悔ニ普合（符）スルナリ。仏法ハ自利利他ノ故ニ、化一切衆生皆令入仏道ト云。無縁ノ慈悲ト覚タレトモ、此経ニ一切ノ男子ハ我父、一切ノ女人ハ是我母也、今以何可謂無縁乎、

尤有縁也。但又現在ノ父母兄弟ヲモ無縁ト云方アルヘシ。

（『蒐書大成』一四、五九八頁）

ここで「仏種従縁起」とは、『法華経』巻第一「方便品」に「諸仏両足尊。知法常無性。仏種従縁起。是故説一乗」（大正蔵九・九中）とあるに依るが、更には『正法眼蔵』「諸悪莫作」に、

諸悪は因縁生としりて、この因縁のおのれと莫作なるをみざるは、あはれむべきともがらなり。仏種従縁起なれば、縁従仏種起なり。

（春秋社『道元禅師全集』一、三四六頁）

とあるを踏まえる。仏種が縁に従って生起するという『法華経』の言葉を、縁は仏種に従って生起すると再解釈するのであるが、「諸悪莫作」中では、「仏種」とは「莫作」という仏法上の現実であるということになり、これを『略抄』中では「実相」で捉える、という形になろう。いずれにせよ絶対的真実からの諸事の派生が想起される。

これを『普賢観経』の句の解釈とすべきあろうから、一切の業障は、妄想―『略抄』は意図的か偶々か妄相と表記する場合が多いが―という仏種から生起している、と取らねばならない。しかしそこには妄想と仏種とを同一視して良いのか、という問題が当然出てくる。

一切業障海ト云。思実相ハ妄ノ外ニアルヘキカ、将又妄相ヲ実相ト思ヘキ歟。捨ト云詞ト帰ト云詞ト一ナルヘシ。

一切業障海ト云句ハ、可捨物ト覚ユ、三界ノ法ナルユヘニ。端坐思実相ノ詞ハ可取物ト覚ユ、実相ト聞ユヘニ。但此四句ニ取捨ノ二ノ義不見。只迷妄ノ衆生ノ見ニテ思付ルナリ。

（『蒐書大成』一四、六〇〇頁）

業障が実相の外に別物としてあるものかどうか、妄相を実相と同一視してよいのか、という疑問が投げられるの対し、「捨」と「取」を同一に捉えよ、という解答である。業障は三界の法だから捨てるべきものと思ってしまうし、実相は取るべきものと思ってしまうが、『普賢観経』の四句の中には取捨選択するような意味は見当たらないから、そういう発想は迷える凡夫の考えに過ぎない、というのが主旨であろう。この点はいわゆる宗意を発揚している部分で、『略抄』は手を替え品を替えて説明を繰り返す。前の引用と前後するが、

仏法ニハ始終ヲ立ル事ナシ。仍修懺悔者、即功徳具足ス。妄相ト実相ト相対シテ能持・所持ノ法カト覚ユレトモ、能能体

脱スレハ無能所、是仏法ノ正路也。皆受妄想生ヲ置テ、端座思示実相ニテ解スルト不可心得。（『蒐書大成』一四、五九九頁）

ともある。始終を立てることが無いというのは、原因から結果への時間の概念を超越しているということになろうか。その一瞬の行為にすべてが集約され、従って懺悔を修する者はそのまま功徳も備わった形になるということか。『略抄』はまた「因円果満ト云、因ノ果アルヘシ、因ニコタヘテ後ニ有果ト不可云」（『蒐書大成』一四、五九九頁）とも表現し、因円果満といういう意味での因果はあっても、因の報いとして時間的に遅れて果があると言ってはならないとしている。

ともあれ妄相と実相とが対立概念として想定され、戒を受持する受持されるという風に思われ勝ちであるが、しっかりと悟りが体得されていれば能所相対を超えているわけで、これが正しい仏法というものだという。「皆従妄想生」という句に対比させて「端坐思実相」を理解してはいけないというのである。

『略抄』は、相対の見に縛られない仏の視座といったものを導入することにより、絶対肯定の仏法の世界を説明する。この姿勢は「懺悔事」の随所に見てとれるので、今は一々事例を列挙しないが、「懺悔ハ直指ナリ」と謳う副題も、こういった事情を訴えているのであろう。

さて、本文に戻ると、仏法は自利利他を眼目とするので『法華経』にも「化一切衆生。皆令入仏道」[5]と説かれるのだと言う。こうした『法華経』の言葉は、あまりに壮大な話であるため、ややもすれば絵空事、自分とは無縁の話のように思ってしまうが、『梵網経』には「一切男子是我父。一切女人是我母」[6]とあるのだから、無縁などと言えない、頗る有縁なのであるとする。しかし、とは言いつつも、絶対平等の世界観から逆に見るならば、最も身近である筈の現実の父母兄弟ですら無縁と言い放つこともできよう、という。これは仏法の有り様を親兄弟に託して説いたものと思われる。

『略抄』はまた、仏法を如来知見の門として説明し、

如来開知見門、見迷見悟マシマスニ、迷モ悟モ此門ヨリ出。一切業障海、皆受妄想生ト云。知見ノ門ニ妄想ヲサマラスト云事ナシ。（『蒐書大成』一四、六〇〇頁）

という。この文言は『略抄』がかつて「第六不説四衆罪過戒」のところで述べたものである。[7] 迷も悟もこの如来知見の門より出るのだから、妄想も如来知見の範疇に収まってしまうのだという。迷を妄想、悟を実相と捉えるならば合

点がいく。『略抄』はその上で、

以懺悔詞、用懺悔時ハ、シハラク以滅罪詞説之。是ハ初心始学也。喩ハ西ノ歩ヲ止ム為ニ東ヘ歩ト云ヘハ、ステニ西ハ迷、東ハ悟ト思モ僻見也。法文ノ僻見ト云ハ如此。

（『蒐書大成』一四、六〇〇頁）

と、喩え話での説明を試みている。懺悔という言葉を用いる際には、滅罪ということで説明されたように思うけれど、これはまだ初心者の捉え方なのだという。西へ向かう歩みを止めさせるために東へ歩けと言ってしまうと、西が誤りで、東が正解だと思ってしまうけれど、それも間違った見解なのである。仏法の文言における誤解はこういう形で発生するものなのだとする。面白い喩えではあるが、滅罪のための、目的をもった懺悔を否定する言葉とも取れると同時に、宗門の坐禅の説示に近いものを感じる。

四

ここまで『略抄』が懺悔をもって仏法そのものと捉える、その説明を見てきたが、次に懺悔の功徳について見てみたい。『略抄』は、

不酤酒ノ所ニ、応生一切衆生明達之慧云々。是ハ所詮可修懺悔ト也。懺悔ヲ修スルニ功徳トシテ無不成、悪法トシテ無不滅。

（『蒐書大成』一四、五九九頁）

と言う。『梵網経』下では不酤酒戒について、

若仏子。自酤酒。教人酤酒。酤酒因。酤酒縁。酤酒法。酤酒業。一切酒不得酤。是酒起罪因縁。而菩薩応生一切衆生明達之慧。而反更生一切衆生顛倒之心者。是菩薩波羅夷罪。

（大正蔵二四・一〇〇四下）

と説かれている。ここに見える「明達の慧」、即ち仏の智慧を身に付けるということは、懺悔を実践するということなのだという。懺悔をするということは、すべての功徳が成立し、かつ悪法はすべて滅するということなのだという。ややもすると懺悔の誇大広告かとも思える文言であるが、今一度これまでの宗意を意識して注意深く読むならば、懺悔が仏が実践すべき仏行であることを明言していると思われる。取り立てて「明達の慧」が言われるのは、明達の慧を有する者とは仏に他ならないからであろう。

次に『略抄』は、

凡仏戒講説ノ儀、或広狭ニワタレトモ、懺悔ノ法ニヲキテハ必用之。懺悔ノ心地、不費ユヘニ。一度聞之、無残所也。理ノ所通、砂界差別ナケレトモ、法重ナレハ、又有得益。為亡者、今ノ懺悔ノ法ニ過タル不可有。

（『蒐書大成』一四、五九九頁）

と説く。仏戒の講説に関する儀は様々であるが、そのいずれにおいても懺悔は必ず用いられる。何故ならば懺悔によって得られる境地は他に替え難いものであるからである。一度仏戒の講説を聞くだけも完全である。理の上から言えば、全世界に区別がないのであるが、何度も懺悔を重ねれば、それはそれで有益である。亡者のためにも、今の懺悔よりも素晴らしいものは無い、という。砂界は恒河沙界、すなわち三千大千世界を指すであろう。

実はこの文言も『略抄』自身、「不説四衆罪過戒」のところで既に述べていたものである。ほぼ同文ではあるが、煩を厭わず提示すれば、

凡仏戒講説ノ儀、或広狭ニワタルト云ヘトモ、懺悔ノ法ニ置テハ必用之。懺悔ノ心地、不替故。一タヒ若聞之、無所残ナリ。理ノ所通、砂界無差別、法重ナレハ、又有得益。今ノ懺悔ノ法ニ過タル不可有。（『蒐書大成』一四、五二七頁）

というものである。しかしながらよく見ると、「懺悔事」のところでは「為亡者」の三字が混入されている。そこには、葬儀や追善供養としての機能をも懺悔に持たせようとする意図が感ぜられまいか。

『略抄』が「懺悔事」を述べるに当たって、以前に「不説四衆罪過戒」の説明の段で述べたことを、懺悔というテーマで拾ったのだとすれば、その際に付け足した可能性があるのではなかろうか。だとすると、『略抄』が時代的要請に応えるべく少しだけ手を加えたと読み取れなくもない。この推測が正しいか否か、またそれが道元禅師の意図と合致するかはともかく、『略抄』に葬儀・追善供養を肯定しようとする意図を汲むことはできる。

業障スツヘシトイハス。其上罪障ハ不可得ル法也。自他共ニ無実。然者トルヘキモナク、スツヘキモナシ。懺悔ノ体ハ滅罪生善也。生死自他共ニ無実也。自界他界又如此。自身モ如此、他身モ如此。懺悔ヲ受用スル事、無辺際レハ、タトヒ隔生得脱、有何疑哉。（『蒐書大成』一四、六〇一頁）

『普賢観経』が「一切業障海、皆従妄想生」と言いつつも、敢えて業障を捨てよとは言っていない、という『略抄』の主張は既に述べたが、そうである以上、罪障と言っても

それは仏法上の罪障なのであって、従って不可得であるということになる。自も他も実体を持たない状況である。であれば、取るべきものも捨てるべきものも無いのである。懺悔とはそういった取捨のない、ただただ滅罪生善なるものなのである。生も死も、自も他も実体がない。この世界も他の世界も同様である。自分の体も他人の体も同じである。つまりはあらゆる区別が失われてしまうのであるから、懺悔という行為すなわち滅罪生善は、時空を超えてどこまでも果てしなく広がって行き、たとえ今生で悟ることができずに死んだとしても、いずれの生にか解脱を得ることに、何の疑いがあろうか、というのである。

ここまで来ると、宗意に紛れて懺悔の現実性が薄れてしまう気もするが、恐らく『略抄』の意図は「隔生得脱、有何疑哉」を主張することにあると思われる。

しかし、そのような意図とは別に、やはりすべてを絶対平等の中に摂めてしまう傾向は否めない。例えば、

> 妄相ノ極所、其跡ヲノコサス、実相ノ極所、アラハス所ナシ。迷悟生仏一ナルヲ懺悔ノ体トス。懺悔法アラハルルトキ、三帰三聚戒摂セスト云事ナシ。（『蒐書大成』一四、六〇一頁）

とある。妄相も実相も突き詰めれば実体の無いものであり、迷も悟も衆生も仏も同一化したものが懺悔の面目なのだという。そうした懺悔が実践される時、三帰戒も三聚浄戒もそこに集約されてしまう、という主張である。もっとも仏行としての懺悔ということになれば、懺悔している当人は既に仏であるから、三帰戒も三聚浄戒も十重禁戒も円満に具備しているという解釈も成り立つとは思われるが、ここでは敢えて相対を超えた悟りの世界を媒介として、懺悔の功徳がどこまでも及ぶことを示しているようである。ただ、これでは不足と思ったか、『略抄』は、

> 以懺悔三宝ト名ク、帰依トナツク、懺悔初善ナレハ帰依中善也。三聚浄戒ハ皆是阿耨多羅三藐三菩提也。始懺悔ノ法ヨリ三帰三聚浄戒、雖不離妄、於妄中得解脱。妄相未去実相到来ストモ云ヘシ。是麤事未去馬事到来ノ儀也。
>
> （『蒐書大成』一四、六〇二頁）

という一文を後に追加している。懺悔を三宝と言い、帰依と言うのであるから、最初の懺悔が善ならば三帰依中も善となる。そうなれば三聚浄戒は仏の悟りそのものとなる。懺悔の段階から三帰戒受戒を経て三聚浄戒受戒に至るまで、虚妄の現実を離れられないとはいえ、その妄中に解脱を得ることが出来るわけで、このことは妄相がまだ去らな

い時に実相が到来したとでも言うべきだろうか。いわゆる驢事未だ去らざるに馬事到来する儀軌と言うべきか、という主旨である。

「驢事未去、馬事到来」とは、『正法眼蔵』をはじめ、道元禅師の著述中にも屢々散見される言葉であるが、『三百則』一五六則を見れば、

福州長慶慧稜禅師（嗣雪峰）参霊雲。師問、如何是仏法大意。雲云、驢事未去、馬事到来。（『道元禅師全集』五、二〇六頁）

とあり、出典は大慧『正法眼蔵』[8]である。直接的に字を見れば驢馬が去ってないのに馬が来たという意ではあるが、通常、驢事馬事で「あれこれ」という意味に解され、あれが終わらぬうちにこれが来た、ということになる。もっとも、ここで『略抄』が説く妄相と実相の話の方が、却って語録中に出てくる驢事云々の意味を解りやすく解説したものになってしまうような気もする。

誰でも最初は迷妄の中にいるのであり、そこで懺悔をするわけであるが、懺悔は仏行であり、従って絶対的善である。そうである以上、懺悔に集約される三帰受戒も善、そして三聚浄戒も善なのであり、いつの間にか仏行が完璧に遂行されていることになるというのである。

次にその初心の懺悔について、

仏法ヲ見聞スル得分ハ、以懺悔法為最初得分。此懺悔ノ法ハ、必滅罪トモイハス、生善トモ云ハス、前後ノ悪滅シ善生セムトニモアラス。已生ノ悪ヲシテ令滅徳モアリ、未生善ヲシテ令生スト云事ナシ。満足スルナリ。タトヘハ大地虚空ノ如シ。（『蒐書大成』一四、六〇一頁）

と述べる。仏法を見聞きする最初のメリットは懺悔なのであるが、この懺悔とは、常に滅罪だけを言うわけでもないし、常に生善だけを言うわけでもない。また、常に懺悔の前後の悪が滅して、これから新たに善が生ずるというわけでもない。既に生じてしまった悪を滅するメリットもあるし、まだ生じていない善のすべてを生じさせるメリットもある。完全無欠なのであって、それは大地や空間のようなものである、という程の意であろう。

少々ややこしいが、つまるところ懺悔の功徳とは、滅罪と生善とが、一気に完全に整うということであろう。それは例えば大地や空間のようなものである、というのは、どこにでもありふれているが、すべての出発点となるもの、という意に取るべきであろうか。いずれにせよ、この辺のことは宗意の理解の上で重要であると思ったようで、『略

抄』は更に譬喩を用いてこれを説こうとする。

解脱期、倒地者、依地起、離地欲起、無有其理。妄相ヨリ生スル妄相ナレハ、妄相ヨリ解脱、離妄相無解脱。尽界妄ナレハ、妄ナラヌ寸土不可有。如此解脱スレハ、妄相ノ残ヘキ所ナシ。若欲懺悔者、端坐思実相、コレ大地懺悔、虚空懺悔也。

（『蒐書大成』一四、六〇二頁）

解脱をする時、地面に倒れていた者が地面より起きるけれど、地面を離れて起きようと思ってもそれは無理なことである。これと同様、妄相から生じた妄相なのだから、妄相から解脱しようとする際、妄相を離れては解脱できないのである。全世界が虚妄なのであるから、虚妄でない所など微塵もない。このように解脱すれば、妄相も綺麗に無くなるのである。『普賢観行』にある「若欲懺悔者、端坐思実相」とは、大地のように、そして虚空のように、解脱への出発点と言える懺悔の文言なのであろう。

このように妄相と実相との一体性を説いていくと必然的に、

持犯不可有煩。雖重座重日、講菩薩戒理、必可修懺悔。

（『蒐書大成』一四、六〇二頁）

ということになるのであろう。戒を護れる護れないに煩わされずに、何度でも何度でも菩薩戒の意味を学び、必ず懺悔を実践すべきであるというのである。少々話が飛躍し過ぎる感を抱くかも知れないが、『行事鈔』にも、滅罪を思うときは事懺、福徳を願うときは理懺、という定義があったことを思えば、罪過があろうとなかろうと、いつでもどこでも懺悔はすべきだということになるように思われる。そういう意味では、結果的に懺悔推奨においては変わらないのではあるまいか。

さて、ここまで『普賢観経』の懺悔文の解説だけに終始していたが、『略抄』は当然『華厳経』の懺悔文にも触れることになる。

我昔所造諸悪業、皆由無始貪瞋癡トアルハ、懺悔於虚妄コレヲイフ。修懺悔者、仏戒ニ帰入シタテマツルタメ也。座ヲカサネ理（日蔵）ヲカサネテモ、トクヘキハ懺悔ノ法ナルヘシ。帰依三宝、是仏法（成蔵）ナリ。帰之依之、尤仏道修行也。滅罪生善ノ為ニモ、成仏得道ノ為ニモ、此懺悔アルヘシ。

（『蒐書大成』一四、六〇二頁）

「我昔所造諸悪業、皆由無始貪瞋癡云々」とあるのは、虚妄法における懺悔なのだという。「トアルハ」とあると

いうことは、当然何かを見ての言葉と想像されるが、『略抄』全体が意識しているのは『教授戒文』であることを思えば、ここも『教授戒文』[9]を見ての言葉と考えて良いと思われる。その虚妄法における懺悔ではあるが、懺悔する者を仏戒に帰入させるための、いわば導入の役割を果たす懺悔文なのだという。それだからこそ何度でも何度でも懺悔を講説するべきなのであるという。三宝に帰依することが仏戒である。三宝に帰依することこそが仏道修行に他ならない。滅罪生善のためにも、成仏得道のためにも、懺悔というものがあるのであろう、という。

『略抄』の『華厳経』懺悔文に対する註釈はこれのみであり、初心者の導入としての意味合いを付与しているに過ぎない。現在の宗門の懺悔文の使用頻度からすると物足りない感があるが、ここでも『行事鈔』の、事懺は愚鈍な者向けである、という解釈がベースになっているとも受け止められる。

四

さて、『略抄』における懺悔について、大まかにでも問題を整理してみると、第一に『普賢観経』懺悔文の註釈に力を入れているが、その懺悔文自体は、何を見たのか、という問題がある。道元禅師の著述には見出せないが、あるいは『禅門授菩薩戒規』に見るが如き形式が行われていたとも考えられよう。しかも二儀両懺といった次元を超えた、宗意として解釈されるところを見れば、かなり頻度の高いものであったと思われる。

第二に『華厳経』懺悔文が事懺として登場し、それが『普賢観経』懺悔文とセットになって捉えられたのは、一体いつどこでのことなのか、という問題が残っている。『略抄』が当然のように二つの懺悔文を扱っていることからすれば、それ以前より定着していたものと想像されるが、現在のところ『禅門授菩薩戒規』以前にそうした書が見当たらないのも歯痒いところである。

第三に『略抄』の亡者に対する姿勢が、やや意図的に、葬儀・追善の肯定を導こうとしているように受け取れる点が気になる。時代の要請に応えた『略抄』独自の展開なのか、あるいは道元禅師にその萌芽があったのか、今はそれを確認する術を持たないが、注視して行きたい問題である。

第四に、『略抄』でこれだけ大きく扱われ、しかも坐禅という点からも『普賢観経』がクローズアップされても良いように思われるが、それにも拘わらず、現今の宗門では殆ど顧みられなくなったのも不思議といえば不思議である。その理由は何であったのか、これは『略抄』以後の流

れを見なければならないであろう。

その他、懺悔そのものに絡んで、滅罪と因果との関係の問題は、相対を超越した仏法ということを強調するため、殆ど触れられていない。『略抄』にとってはそれで事足りたと思われるが、少しく興味のあるところである。

かようにまだまだ問題が尽きないが、今回は懺悔文の源泉が『行事鈔』に確認できること、『略抄』の時代には二種の懺悔文のセットが出来ていたこと、そして宗意による仏行としての懺悔の解釈が施されていたことを一応の成果として、筆を置くこととする。

【註記】

（1）拙稿「『梵網経略抄』における教授戒文について」（『宗学研究』四〇、平成十年三月）参照。

（2）『梵網経略抄』（以下『略抄』）の奥書には「此十戒四十八軽、乃至懺悔、仏供養等詞、一一先師上人説也。更不交余詞、仰可信者也」（『蒐書大成』一四、六三二頁）とある。

（3）『仏説観普賢菩薩行法経』（通称『普賢観経』）に、

一切業障海。皆従妄想生。若欲懺悔者。端坐念実相。衆罪如霜露。慧日能消除。是故応至心。懺悔六情根。

（大正蔵九・三九三中）

とある。

（4）『禅苑清規』巻第九に、

汝今至誠随我懺悔。

我昔所造諸悪業　皆因無始貪嗔癡（ママ）

従身口意之所生　一切我今皆懺悔

善男子、汝既浄治身口意業。

（『訳註禅苑清規』、宗務庁、三〇七～三〇八頁）

とある。

（5）『法華経』巻第一「方便品」に「如我昔所願。今者已満足。化一切衆生。皆令入仏道」（大正蔵九・八中）とある。

（6）『梵網経』下に「一切男子是我父。一切女人是我母。我生生無不従之受生。故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺我父母亦殺我故身」（大正蔵二四・一〇〇六中）とある。

（7）『略抄』「不説四衆罪過戒」に、

如来、知見門ヲ開テ見迷見悟給ヒ、迷モ悟モ此門ヨリ出、一切業障海、皆従妄想生ト云。知見ノ門ニ妄想不納云事ナシ。

（『蒐書大成』一四、五二七頁）

とある。

（8）大慧『正法眼蔵』巻第四に、

長慶稜和尚参霊雲。稜問。如何是仏法大意。雲曰。驢事未去。馬事到来。

（卍続蔵一一八・四七右上）

とある。

（9）『教授戒文』に、

仰憑曩祖之証明、応帰戒懺悔。至誠懺悔云、

我昔所造諸悪業、皆由無始貪嗔癡、

従身口意之所生、一切我今皆懺悔。

既依仏祖証明、浄滌身口意、得大清浄。是則懺悔力也。

（『道元禅師全集』六、二一二頁）

とある。